


長野県告示第147号

社会福祉施設代替職員雇用事業補助金交付要綱（昭和52年長野県告示第460号）の一部を次のように改正し、平成27年度の補助金から適用します。

平成28年3月14日

長野県知事 阿部 守一

第2中第4号を削る。

第3の表の病休代替職員雇用事業の項中「民間保育所に係るもの」を除く。」を削る。

こども・家庭課

長野県告示第148号

長野県福祉のまちづくり条例第10条第2項に規定する目標となる基準（平成7年長野県告示第463号）の一部を次のように改正し、平成28年12月1日から施行します。

平成28年3月14日

長野県知事 阿部 守一

題名中「第10条第2項」を「第14条第2項」に改める。

1の表の(2) 廊下等の項中「建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定により建設大臣が認める昇降機又は」を削り、「第129条の3第1項第1号の建設大臣が定める基準に適合する」を「第129条の3第2項第1号の国土交通大臣が定めた構造方法を用いる」に改め、同表の(3) 階段（その踊場を含む。以下同じ。）の項中

(I) 両側に手すりを設けること。

(I) 両側に手すりを設けること。

(オ) 折り返し階段等の屈曲部には、安全を確認するための鏡を設けること。

に改め、同表の(4) 昇降機の項中「及び(シ)」を「、(シ)及び(ス)」に、「床面積は、2.09平方メートル」を「幅は、160センチメートル」に、

(ウ) 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法を180センチメートル以上とすること。

(ウ) 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法を180センチメートル以上とすること。

(イ) かご内部の状況を外部から確認できるよう、かご及び昇降路の出入口の戸には、ガラス窓を設けること。

に、「及び(サ)」を「、(サ)及び(ス)」に、「及び(カ)から(サ)まで」を「まで、(カ)から(サ)まで及び(ス)」に改め、同表の(5) 便所の項中「の小便器」を「の小便器又は壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）」に改め、同表の(6) 駐車場の項中

「 ウ 車いす使用者用駐車施設へ通ずる(1)に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路のうち駐車場内の通路は、(7)のアからウまでに定める構造に準じたものとすること。」

を

「 ウ 車いす使用者用駐車施設へ通ずる(1)に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路のうち駐車場内の通路は、(7)のアからウまでに定める構造に準じたものとすること。

エ 車いす使用者用駐車施設へ通ずる(1)に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設までには、降雨及び降雪の影響を低減するための屋根等を設けること。」

に改め、同表の(8) 客席の項中

「 (イ) 高低差がある場合にあっては、(2)のエ並びに規則別表第2の1の(2)のエの(ウ)、(オ)及び(カ)に定める構造に準じた傾斜路を設けること。」

を

「 (イ) 高低差がある場合にあっては、(2)のエ並びに規則別表第2の1の(2)のエの(ウ)、(オ)及び(カ)に定める構造に準じた傾斜路を設けること。

エ 劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場又は公会堂で、固定式の席を設ける場合にあっては、集団補聴装置その他の障害者等に配慮した設備を設けること。」

に改め、同表の(10)案内標示の項を次のように改める。

(10) 案内標示	<p>ア 案内板を設ける場合にあっては、規則別表第2の1の(10)のアに定める基準に適合するものとし、かつ、点字による標示を設けること。</p> <p>イ 医療施設等のうち不特定かつ多数の者が利用するものの窓口は、規則別表第2の1の(10)のイに定める基準に適合するものとすること。</p>
-----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

1の表に次のように加える。

(11) ホテル又は旅館の客室	客室の総数が200室以下の場合は当該客室の総数に50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときはその端数を切り上げる。）以上、客室の総数が200室を超える場合は当該客室の総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数（その数に1未満の端数があるときはその端数を切り上げる。）以上の非常時の情報を、点灯及び音声により知らせるための装置を備えた客室を設けること。
(12) 附帯設備	カウンター等を設ける場合にあっては、車いす使用者が円滑に利用できるよう、高さ等に配慮した構造とすること。

3の表の(4) 案内標示の項中「1の(10)」を「1の(10)のア」に改める。

地域福祉課

長野県告示第149号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年3月14日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村大草5183の1、5185

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第150号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成28年3月14日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

飯山市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第151号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成28年3月14日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北安曇郡小谷村（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小谷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第152号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定による基本測量を終了した旨の通知がありました。

平成28年3月14日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

基本測量（ジオイド測量）

2 作業期間

平成27年5月7日から平成28年2月29日まで

3 作業地域

飯田市

建設政策課

長野県告示第153号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定による基本測量を終了した旨の通知がありました。

平成28年3月14日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

基本測量（基本重力測量）

2 作業期間

平成27年6月15日から平成28年2月29日まで

3 作業地域

長野市、松本市、千曲市

建設政策課

長野県告示第154号

上田市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成28年3月14日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

平成27年11月9日から平成28年2月23日まで

3 作業地域

上田市

建設政策課

長野県告示第155号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年3月14日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害警戒区域の名称

堂の脇、戸川、大沢新田、西村、川山、竹の下、堂の沢・堂の脇、伊切、立川、小塙原、細田、別所中央、七ツ松、赤坂、大野田、生金、永井、中尾、大平、沼入、安坂中村、山崎、下安坂、崎平、草湯及び入山

2 指定の区域

東筑摩郡筑北村及び麻績村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第156号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年3月14日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害警戒区域の名称

白日、日岐、袖山、長谷久保、牛沢、草尾、大久保、中塚、宇留賀、古坂、日向1、万平、根峯、北部、小立野入、清水、くるみ平、重、才光寺、日向2、栗本、昭津、南平、広津（堀越）及び大地

2 指定の区域

東筑摩郡生坂村、長野市、大町市及び安曇野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第157号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年3月14日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害警戒区域の名称

戸土、中股、笛野、湯原、塩坂、合子、光明、来馬、北野、田中、大草連、真木(1)、千沢、戸石、神久、八方岩、市場1号、市場2号、塩の久保、長崎、半坂、大沢、清水山、白岩、黒倉、池原(1)、石坂、石原、曾田、奉納、日道、神平、新屋、大久保、月岡、真木(2)、千国、蕨平、大別当、北雨中、虫尾、坪の沢、梨平、川内、大渚、高地坂、池原下、小土山、大網、李平、阿原、菖蒲平、池原(2)、上手村、宮本、三島、広見、黒川、島、深原、白馬乗鞍、土倉、滝ノ平及び馬越

2 指定の区域

北安曇郡小谷村及び白馬村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第158号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成28年3月14日

長野県知事 阿部 守一

1 施行者の名称

佐久市

2 都市計画事業の種類及び名称

佐久都市計画道路事業 3・5・20号跡部臼田線

3 事業施行期間

平成23年10月20日から

平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

都市・まちづくり課

長野県告示第159号

都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成16年長野県条例第23号）第5条第1項の規定により、土地の区域を次のとおり指定します。

平成28年3月14日

長野県知事 阿部 守一

都市計画区域名	区域の名称	指定する区域
須坂都市計画区域	豊洲地区	須坂市大字相之島の一部、大字小島の一部、大字小河原の一部の区域のうち、別に図面で示す区域

(備考) 図面は省略し、長野県建設部都市・まちづくり課、長野地方事務所及び須坂市役所に備え、縦覧に供します。

都市・まちづくり課

道路管理課

長野県告示第160号

都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成16年長野県条例第23号）第5条第1項の規定により、土地の区域を次のとおり指定します。

平成28年3月14日

長野県知事 阿部 守一

都市計画区域名	区域の名称	指定する区域
須坂都市計画区域	日滝地区	須坂市大字日滝の一部、大字小河原の一部の区域のうち、別に図面で示す区域

(備考) 図面は省略し、長野県建設部都市・まちづくり課、長野地方事務所及び須坂市役所に備え、縦覧に供します。

都市・まちづくり課

道路管理課

長野県安曇野建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成28年3月28日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年3月14日

長野県安曇野建設事務所長 下里 嶽

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大町明科線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
安曇野市明科七貴4131番1地先から 安曇野市明科七貴4617番15地先まで	旧	m 9.2~9.8	km 0.1550
同上	新	11.2~14.5	0.1530

長野県北信建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成28年3月28日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年3月14日

長野県北信建設事務所長 萩野 厚

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長瀬横倉停車場線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下水内郡栄村大字堺字大久保4660番の1地先から 下水内郡栄村大字堺字大久保4672番の1地先まで	旧	m 8.0~19.9	km 0.2576
同上	新	11.0~26.0	0.2500

道路管理課

長野県諏訪建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成28年3月28日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年3月14日

長野県諏訪建設事務所長 田代 幸雄

- 1 路線名 142号
- 2 供用を開始する区間
諏訪郡下諏訪町字八幡町5815番の1地先から
諏訪郡下諏訪町字中町3239番の3地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成28年3月14日

道路管理課